

資料 2

4 新食第 2 6 6 7 号

令和 5 年 2 月 2 1 日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

日本農林規格の改正について（諮問）

下記 1 から 2 に掲げる日本農林規格については改正を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 5 条において準用する第 3 条第 4 項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【改正】

- 1 ウンシュウミカン中の β -クリプトキサンチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 663 号）
- 2 ベにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 662 号）